答弁は控えたい。

問

本年4月条例改正された

裁判が継続中でありそれ以上の 度と問題を起こさないよう努め 対する信用を大きく失墜させ、一 され受益者負担金問題は行政に として本年7月に最高裁へ上告 るものでしたその後判決を不服 地裁と同様に訴えをすべて退け

問 高裁判決結果と行政反映はどのように

答弁は控えたい

裁判は継続中



横田孝穂議員

止し排水区域から除外した。 収方法があり加入分担金制度廃

受益者負担金と加入分担

金を賦課する二通りの徴

改正したメリットは現れ たのか。

受益者負担金のみとなり 解り易くなった。

【受益者負担金について】

住民訴訟の経過と行政反

映は。

平成28年2月長野地裁の

判決は相手方の訴えがす

農業体験実習館(2月23 住民説明会では十分に理 解されたと判断されたか。

経過と説明会資料及び会議要旨 16名参加で2会場で実施、その後 周知を図った。 の掲載、広報はくば等で村民への 行政ホームページへ条例改正の ²¹会場(26日)は、村民9名の計 日)は、村民7名・ウイン

のすべてを不服として同年3月

べて退かれたその後地裁の判決

に高裁に控訴し高裁でも、1審の

条例改正により決算上に 第6条第1項の廃止は、 表れないない時効額は。

新ゴミ処理施設の

稼働は予定通りか

来年3月には 一部試験運転を開始

廃止は7,802万8,050 728万1千円·第11条

> 消滅時効、賦課替え、徴収猶予等 で支払うとした場合の最高額は 個人・法人が支払った受 益者負担金の最高額及び

うとした場合の最高額は、法人で 1,314万5,400円。 1,452万600円、個人で で502万8,000円。消滅時 いか程か。 ,763万9,300円、個人 、賦課替え、徴収猶予等の支払 納付された受益者負担 金の最高額は、 、法人で

指摘事項は、確実に履行している 定において付帯決議されている 住民訴訟に発展する間 平成23年·24年度決算認

理は徹底しつつある。 徹底していないではない かと指摘もあるが事務処

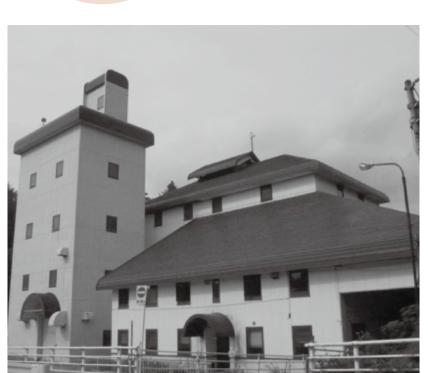
クルセンターについて】

【新ゴミ焼却施設とリサイ

新ゴミ処理施設の稼働開

制の整備にも努める。 それに向けたゴミ収集体 全量受入れは8月を予定、 始については。

働延期との報道の経緯は。 クルセンター平成30年稼 八方に建設予定のリサイ



問題解決までは既存施設を利用する

登記名義人全員の承諾が必要と 地で建設には支障はないと判断 めてきたが、登記上は89名の共有 である。 なり、工事の着工を延期するもの していた。しかし建設手続き上、 現在の清掃センター同一 敷地を利用する計画で進